

様式1

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	1:都道府県知事・市区町村等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	北区
4. 届出番号	26
5. 独自利用事務の事例番号	116-0-1(2)
6. 独自利用事務の対象者	子ども及び子どもを養育している者
7. 番号法第9条第2項の条 例に規定した日	令和8年3月25日
8. 保護評価の実施の有無	1. 有
9. 評価書番号	24
10. 保護評価書の名称	子ども・子育て支援に関する事務 基礎項目評価書
11. 保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E6%9D%B1%E4%BA%AC%E9%83%BD%E5%8C%97%E5%8C%BA%E9%95%B7&ev_name=%E5%AD%90%E3%81%A9%E3%82%82%E3%83%BB%E5%AD%90%E8%82%B2%E3%81%A6%E6%94%AF%E6%8F%B4%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E4%BA%8B%E5%8B%99&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=7&opn_date_from_month=12&opn_date_from_day=11&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=7&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=11&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
12. 委任関係	

執行機関名 北区長

知事等(教育委員会)が行うその他の事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	子ども・子育て支援法による妊婦のための支援給付、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付若しくは乳児等のための支援給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって第百五十七条で定めるもの	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による保育所等の利用の調整に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表の項	127	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	155	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一 第十四の項 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による保育所等の利用の調整に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号) 第一条	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則 第一条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の(子ども及び子どもを養育している者)に(必要な支援)を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。	この規則は、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第二十四条第三項の規定による(保育所等)の(利用調整)(法附則第七十三条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下「利用調整」という。)及び東京都北区(以下「北区」という。)における保育の実施その他保育の利用に関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則(令和六年三月八日規則第二一号)

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 157 条 項 5 号	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則 第三条
②事務の内容	子ども・子育て支援法第二十条第一項の教育・保育給付認定に関する事務	教育・保育給付認定に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 157 条 項 5 号 へ	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則 第四条別表第四第一二の項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
利用特定個人情報2		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令 157 条 項 5 号 ト	東京都北区保育所等の利用調整及び保育の利用に関する規則 第四条別表第四
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)		
備考		